

尼崎市立中学校における給食の検討について
資料編

平成29年3月

尼崎市立中学校給食検討委員会

— 目 次 —

1. 尼崎市立中学校給食検討委員会条例.....	1
2. 尼崎市立中学校給食検討委員会委員名簿	3
3. 尼崎市立中学校給食検討委員会公開要綱	5
4. 尼崎市立中学校給食検討委員会開催結果	9
5. 各中学校における給食関連スペース等調査報告について（17校）	11

尼崎市立中学校給食検討委員会条例

(設置)

第1条 本市が設置する中学校における給食の実施方法その他当該給食の実施に関する重要な事項（以下「給食の実施方法等」という。）を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市立中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童及び生徒の保護者の代表者
- (3) 校長
- (4) 教員
- (5) 市民の代表者

3 委員は、給食の実施方法等の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

尼崎市立中学校給食検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属等	選出分野 (条例区分順)
1	溝畑 秀隆	神戸松蔭女子学院大学 人間科学部 生活学科 食物栄養専攻 教授	学識経験者
2	木下 康子	園田学園女子大学 人間健康学部 食物栄養学科 准教授	学識経験者
3	下浦 佳之	兵庫県立尼崎総合医療センター 栄養管理部次長 兼 栄養管理課長	学識経験者
4	松永 和子	尼崎市PTA連合会	児童・生徒 保護者
5	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	児童・生徒 保護者
6	魚住 誠	尼崎市中学校長会	校長
7	本池 瑞子	尼崎市小学校長会	校長
8	増田 佳英	尼崎市中学校生徒指導研究協議会	教員
9	栗原 恭子	尼崎市栄養教諭・学校栄養職員研究会	教員
10	中川 千晶	公募市民	市民
11	大上 節雄	公募市民	市民

尼崎市立中学校給食検討委員会公開要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、尼崎市立中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）の公開等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(市民への周知)

第2条 委員会の開催にあたっては、7日前までに委員会の開催内容を市民に知らせるものとする。ただし、委員会を緊急に開催する場合は、この限りではない。

2 前項の公表は、尼崎市のホームページ上への掲載やその他の掲示方法により行う。

3 公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 審議事項
 - (4) 傍聴の可否
 - (5) 傍聴の定員
 - (6) 傍聴の受付時間
 - (7) 事務局の連絡先
 - (8) その他の注意事項
- (傍聴の手続き等)

第3条 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が認めた場合はこの限りではない。

2 傍聴の希望者（以下「希望者」という。）は、当日、受付時間内に開催場所に参集するものとする。

3 希望者が定員を超えるときは、抽選で傍聴者を決定する。

4 傍聴者は、必要事項を記載した傍聴券交付申請書を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

5 受付時間以降の希望者については、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。ただし、会議開始後は受け付けない。

(傍聴券の発行)

第4条 傍聴者は、傍聴券を所持しなければならない。

2 傍聴券を持たない者は、委員会を傍聴することができない。

3 傍聴券を他人に譲渡することはできない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときに傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類の着用又は装備をしている者
- (4) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類の着用又は装備をしている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、ラジオ、拡声器、無線機を携帯している者
- (6) 写真機、撮影機、録音機その他の類を携帯している者
- (7) 児童及び乳幼児（ただし、委員長が認める場合はこの限りではない。）
- (8) その他、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者（傍聴者の守るべき事項）

第6条 傍聴者は、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食・喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話は使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切る、又はマナーモードにすること。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 委員会において公開しないこととされた内容の審議が行われる場合は、速やかに退出すること。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ申し出て、委員長が認めた場合は、議事に入る前に限り認めるものとする。この場合、第5条第6号の規定は使用しない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、次の各号に該当する場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員会が、非公開と決したとき。
- (2) 傍聴者が、この要綱に違反し、委員長が退場を命じたとき。

(傍聴時の委員会資料の取り扱い)

第9条 傍聴時の委員会資料は、委員会開催時間において、傍聴席にて閲覧し、委員会終了後、回収する。

(報道関係者の取り扱い)

第10条 報道関係者（尼崎市政記者クラブに所属する記者をいう。）は、第3条の規定に関わらず公開の委員会を傍聴することができる。

- 2 第5条から第9条までの規定は、報道関係者が公開の委員会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(委員会の非公開)

第 11 条 委員長は、審議事項が尼崎市情報公開条例第 2 4 条各号に該当する場合又は委員長が止むを得ないと判断する場合は、委員会に諮り、委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。

(委員会の要旨の公開)

第 12 条 本委員会は会議録を作成するものとし、その要旨を尼崎市のホームページで公開する。

(委員会の資料の公開)

第 13 条 委員会で配布される資料については、委員会において公開しないと決定されたものを除き、委員会終了後に尼崎市のホームページで公開する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 2 8 年 1 月 2 1 日から施行し、同日以後に開催する委員会について適用する。

尼崎市立中学校給食検討委員会開催結果

年度	回	開催日時	主な協議内容
27 年 度	第1回	平成28年1月21日 18時30分～20時40分	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱、委員長の選出 ・検討委員会の運営について ・学校給食及び尼崎市の中学生の昼食について
	第2回	平成28年5月25日 18時00分～19時45分	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の実施方式について～実際の様子を紹介～ ・全国及び兵庫県内自治体の中学校給食実施状況について ・中学校給食導入に向けた今後の検討内容について ・各実施方式別メリット・デメリットの抽出について
28 年 度	第3回 (視察)	平成28年7月5日 平成28年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の中学校給食施設等の視察 <p style="margin-left: 20px;">(7月5日：猪名川町立学校給食センター、猪名川中学校)</p> <p style="margin-left: 20px;">(7月7日：高槻市立寿栄小学校、芦屋市立潮見中学校)</p>
	第4回	平成28年9月21日 18時00分～20時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・視察を通じた各実施方式のメリット・デメリットについての意見交換 ・各中学校における給食実施に際しての関連スペース等調査報告
	第5回	平成28年11月1日 18時00分～19時40分	<ul style="list-style-type: none"> ・各実施方式の意見交換等 ・意見集約にあたっての方法についての協議
	第6回	平成28年12月1日 18時00分～20時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・各実施方式の意見交換等 ・望ましい中学校給食の実施に向けた方向性についての協議
	第7回	平成28年12月26日 18時00分～20時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい中学校給食の実施に向けた方向性についての協議 ・検討報告まとめ(案)の協議
	第8回	平成29年1月25日 18時00分～20時25分	<ul style="list-style-type: none"> ・検討報告まとめ(案)の協議 ・検討報告書の構成(案)の協議
	第9回	平成29年2月8日 18時00分～20時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・検討報告書(案)の協議

